

情報保護監視準備委員会の開催について

〔平成 25 年 12 月 24 日〕
〔内閣総理大臣決裁〕

- 1 特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）に関し、特定秘密の指定及び解除、適性評価の実施等の施行の準備について、必要な検討及び調整を行うため、情報保護監視準備委員会（以下「委員会」という。）を開催する。
- 2 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長	特定秘密保護法の施行準備を担当する国務大臣
委員長代理	特定秘密保護法の施行準備を担当する副大臣
副委員長	内閣官房副長官（政務）
	内閣官房副長官（事務）
	内閣総理大臣補佐官（国家安全保障会議担当）
	特定秘密保護法の施行準備を担当する大臣政務官
委員	内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）
	内閣情報官
	内閣府事務次官
	警察庁長官
	公安調査庁長官
	外務事務次官
	経済産業事務次官
	海上保安庁長官
	防衛事務次官
- 3 委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房特定秘密保護法施行準備室において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。